

各行政機関の支援を得た民間事業者による既存ダムを活用した  
水力発電事業の実施を求める意見書

現在、水力発電設備を有するダムは、「特定多目的ダム法」に基づき台風等に伴う洪水の発生に対応する治水容量を空けておくため、発電に使用できる水量が、年間を通して最大貯水量の半分程度に過ぎない場合がある。位置エネルギー等を利用する水力発電にとって、水位が高く水量も多いほどエネルギーは大きくなるため、運用の変更により発電に使用できる水量が増加すれば、少ない追加投資で多大な効果が期待できる。

上記を実現するためには、現在の精度の高い気象予報技術や、研究機関及び電力会社等で開発されている洪水概況予測システム等を活用し、台風が来る前などに予備放流を効率的に行うこと等が想定される。これらの取組を踏まえ、既存ダム等の容量を最大限活用できる制度・法体系等を構築することにより、大前提となる洪水調整機能を損なわず、水力発電に使用可能な水量を増大させつつも、安全かつ効率的な水力発電設備の運用が可能となり、国内の水力発電事業が大いに活性化すると考えられる。また、既存ダム等を最大限活用した水力発電事業を、民間事業者の自発的提案に基づき実施できるようにすることで、公的な補助金に依存せず民間資金・技術を活用した水力発電事業の開発や地域経済への還元が促進されると考える。

特に、当県は水量の豊富な河川・水資源を有することに加え、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」を強力に推進していることから、既存ダム等を最大限活用した水力発電事業を全国に先駆けて実施する場として最適である。また、各行政機関の支援を得た民間事業者による水力発電設備の新設及び運用を可能とすることで、森林整備、環境整備、観光施設整備、雇用創造等へ波及し、新たな産業が生まれ、県内への利益還元が大いに期待できる。

よって、国においては、豊富な水資源を最大限活用した水力発電事業の活性化のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 既存ダム等を活用して水力発電を実施するために、現在の河川法の目的である治水、利水及び環境保全に「水力エネルギーの最大活用」を加え、法改正を図ること。
- 2 各行政機関の支援を得た民間事業者による既存ダム等における水力発電設備の新設及び運用を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一